



## シンガポール: 年次株主総会に関連する措置に関する最新情報

(2020年4月9日時点)

執筆者: 山中 政人、吉本 智郎

※ 本書は、2020年4月9日時点の情報に基づいて執筆しております。

### 1. はじめに

新型コロナウイルス感染拡大及びいわゆるロックダウンに類似するサーキット・ブレーカー措置の導入により、シンガポールの会社は、会社法及びシンガポール証券取引所の上場規則に定められた期限内に定時株主総会(annual general meeting)を開催し、年次報告書(annual return)を提出することが困難になることが予測されています<sup>1</sup>。

これを受けて、シンガポール会計企業庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority of Singapore、以下「ACRA」という。)及びシンガポール取引所レギュレーション(Singapore Exchange Regulation、以下「SGX Regco」という。)は、2020年4月7日、定時株主総会の開催及び年次報告書の提出の期限に関する延長措置を発表しました。また、シンガポール政府は、「COVID-19(暫定措置)法 2020(2020年法律第14号)(COVID-19(Temporary Measures) Act 2020(Act 14 of 2020))」(以下「暫定措置法」という。)に基づき、会社における法定の会議の実施方法に関する暫定的な代替措置も導入しています。

本アップデートではこれらを概説致します。

<sup>1</sup> シンガポールにおいては、一定の例外を除き、会計年度終了後、上場会社に関しては4か月以内、その他の会社に関しては6か月以内に、年次株主総会を開催しなければならないとされています。また、一定の例外を除き、会計年度終了後、上場会社に関しては5か月以内、その他の会社に関しては7か月以内に、ACRAに対して年次報告書を提出しなければならないとされています。多くのシンガポール企業が12月末を会計年度末としています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. 年次株主総会の開催期限及び年次報告書の提出期限の自動延長

- 2.1 2020年4月16日から2020年7月31日までの期間に年次株主総会の開催期限が到来するすべての上場会社及び非上場会社は、この期間内の年次株主総会の開催について、ACRA から自動的に60日間の期間延長が認められます。また、この期間内の年次株主総会の開催につき前もって期間延長を認められていた会社も、延長された期間の最終日からさらに60日間の延長が認められます。加えて、2020年5月1日から2020年8月31日までの年次報告書の提出期限も、すべての上場会社及び非上場会社について60日間延長されます。
- 2.2 年次株主総会の開催期限が上記期間以前の2020年4月1日から4月15日までの間に到来する上場会社及び非上場会社については、ACRA は、当該会社が開催期限から60日以内に年次株主総会を開催する限りにおいて、特に罰則を課さず、年次報告書の提出期限も自動的に60日間延長されることになります。
- 2.3 また、SGX Regco は、2020年3月31日までに決算期が到来する上場会社に対し、既に、年次株主総会の開催期限を2020年9月29日まで延長しています<sup>2</sup>。

上場会社は、以下の各点にも留意する必要があります。

- (a) 2020年3月31日までに決算期が到来する上場会社は、年次株主総会開催日の遅くとも14日前までに、株主及びSGX-STに対して年次レポート(Annual Report)を発行しなければならない。また、2019年12月31日に決算期が到来した上場会社は、2020年4月15日までに年次レポートを発行しなければならない。
- (b) 上場会社は、株主が年次株主総会の議題について十分に事前検討ができるように、株主に対し、年次株主総会の招集通知を開催日の21日以上前に送付することを強く推奨される。
- (c) 上場会社は、会計監査人が事後的に行った重要な調整であって公表済みの未監査決算に重大な影響をもたらすものについては、直ちに開示しなければならない。
- (d) 上場発行者は以下の各事項について、SGX Regco に電子メール(automaticagmwaivers@sgx.com 宛)で通知し、SGXNetを通じて公表しなければならない。
- (i) 該当の決算期及び年次株主総会を招集するスケジュールの目安
- (ii) 期限の延長が、上場会社に適用される法令及び定款(又は上場発行者の設立国において、これに相当するもの)に違反するものではないことに関する取締役会による確認
- 2.4 年次株主総会の開催期限の延長は、シンガポール国内の会社に自動的に認められ、ACRA 及び SGX Regco への申請は特に不要です。
- 2.5 これらの措置に関する詳しい内容については、<https://www.acra.gov.sg/announcements/acra's-support-measures-and-guidance-for-businesses-during-covid-19> 及び <https://www.sgx.com/media-centre/20200407-sgx-regco-grants-automatic-60-day-extension-issuers-hold-agms> を参照下さい。

<sup>2</sup> 他方、2019年12月31日が決算期である上場会社に関しては、SGX Regco は、2020年2月27日に、年次株主総会の開催期限を2020年6月末まで延長するという措置を発表しており、同期限が適用されます(<https://www.sgx.com/media-centre/20200227-sgx-regco-gives-additional-two-months-issuers-hold-agms-due-concerns-about> ご参照)。

### 3. 総会等の開催方法に関する暫定措置

- 3.1 新型コロナウイルス感染拡大に伴って会議の物理的開催が困難になる中で、暫定措置法により、2020年3月27日以降、株主総会等の法定会議の開催方法に関する暫定措置が導入されています。
- 3.2 すなわち、法律及び定款に基づき、株主総会等への物理的な出席が義務付けられている場合において、法務大臣は、当該株主総会等が既定の方法で実施されることが管理措置<sup>3</sup>の観点から不都合又は実行不可能であると判断した場合、命令により、当該総会の代替措置を定めることができます。
- 3.3 暫定措置法において定められる主要な代替措置としては、以下のようなものがあります。
- (a) 株主総会等の全部又は一部について、電子通信、ビデオ会議、電話会議又はその他の電子的手段により招集し、開催し、実施すること
  - (b) 株主総会等の定足数を一定数まで削減すること
  - (c) 株主総会等における電子的方法による投票を認めること
  - (d) 株主総会等において代理人による投票を認めつつ、出席代理人の数を一定数まで限定すること
  - (e) 株主総会等の延期
- これらの所定の代替措置に従って招集、開催又は延期された株主総会等については、法律又は定款が定める手続きを満たすものとみなされます。
- 3.4 株主総会等の代替措置に関する命令は、関連する管理措置を特定したうえで、官報に公告され、遡及適用も可能です。2020年4月9日午後12時時点で、当該命令に関する官報は不見当です。

<sup>3</sup> 「管理措置」とは、新型コロナウイルスに関連した次のいずれかの管理命令と定義されます。(a) 感染症法(the Infectious Diseases Act (Cap. 137 of Singapore))第17条第1項に基づいて行われる通知、(b) 同法第17A条第1項又は第2項に基づいて行われる命令、(c) 同法第18条第1項に基づいて行われる通知、(d) 同法第19条第1項(a)に基づいて行われる通知、(e) 同法第20条第1項に基づいて行われる命令、(f) 同法第21条第1項に基づいて行われる指示、(g) 同法第55条第1項(g)又は(i)に基づいて行われる命令、及び(h) 同法第73条に基づく、個人の会合又は集会を禁止し又は制限する措置を定める規制。



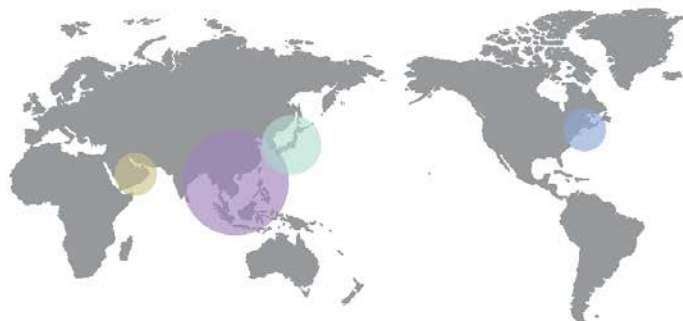
やまなか まさと  
山中 政人

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 シンガポール事務所共同代表  
[m\\_yamana@jurists.co.jp](mailto:m_yamana@jurists.co.jp)



よしもと ともろう  
吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士 シンガポール事務所  
[t\\_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:t_yoshimoto@jurists.co.jp)



西村あさひ法律事務所では  
現在、国内外に  
16の拠点を設けています。

### 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200  
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

### 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

### 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 白杵弘宗  
井垣太介  
廣田雄一郎  
伴真範

### 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
舞田靖子

### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@jurists.co.jp  
執行パートナー 山口勝之  
副執行パートナー 清水恵

### ドバイ

Tel +971-4-253-3646  
E-mail info\_dubai@jurists.jp  
森下真生

### バンコク

Tel +66-2-168-8228  
E-mail info\_bangkok@jurists.jp  
パートナー 小原英志  
タイパートナー\* Chavalit Uttasart  
(SCL Nishimura)  
Jirapong Sriwat

### 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@jurists.jp  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_hanoi@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 廣澤太朗

### 上海

Tel +86-21-6171-3748  
E-mail info\_shanghai@jurists.jp  
首席代表 前田敏博  
代表 野村高志

### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_hcmc@jurists.jp  
ベトナム事務所統括 小口光  
代表 大矢和秀  
ベトナムパートナー\* Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

### ジャカルタ\*1

**Walalangi & Partners**  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

**Rosetini & Partners Law Firm**  
Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@jurists.jp  
カウンセラー 町田憲昭

### シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@jurists.jp  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝

### 台北

**西村朝日台湾法律事務所**  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@jurists.jp  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

### ヤンゴン

Tel +95-1-8382632  
E-mail info\_yangon@jurists.jp  
代表 湯川雄介  
副代表 今泉勇

### Okada Law Firm (香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s\_okada@jurists.co.jp  
代表 岡田早織

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所  
\*外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。